

大日本帝國政府

極秘

支那ヨリノ送命ニ對シ浮動資金化防止ノ措置ヲ講ズル件(案)

- 一、支那ヨリノ送命支拂ニ際シ差當リ引揚命及支那ニ於ケル事業營業ノ解散ニ伴フ資本回收命ニシテ三萬圓ヲ超ユルモノニ付テハ浮動資金化防止ノ措置ヲトルコトトシ、右ニ該當スル送命ノ委託支拂ニ付爲替銀行ニ對スル許可證ノ條件トシテ本件ニ關スル爲替銀行ニ對スル通牒(別紙第一)ニ依ルベキコトヲ命スルコト
- 二、爲替銀行ニ對スル本件ニ關スル通牒ハ別紙第一ノ通トスルコト

(註)

省令改正後ハ送命ノ受預者ヨリ許可申請書ガ提出サルコトトナルヲ以テ其ノ許可ノ條件トシテ直接簡明ニ浮動資金化防止措置ヲ命スルコトヲ得ルモ省令改正前ハ差當リ銀行ノ委託支拂ノ許可申請ニ對スル許可ノ條件トシテ支拂ノ相手方ヨリ

Handwritten notes in Japanese, including the date '昭和十一年' (Showa 11, 1936) and various administrative details.

大日本帝國銀行



支拂、并預申請ニ付スル預印、雜料イニテ支拂、麻平式ヨリ
 出許書ヲ命スルロイキ替ムテ管命如五箇ハ送當リ備付、委託
 イナシキ以テ其ノ預印、雜料イニテ直對關照ニ幹理資金計
 管命如五箇ハ送命ノ受取書ヨリ預印申請書式表出サシムロイ
 (括)

二 爲替預印ニ付スル本件ニ關スル取組ハ取組第一ノ取組イニシ
 ニ付スル取組(取組第一)ニ付シテキロイキ命スルロイ
 ニ付爲替預印ニ付スル預印額ノ雜料イニテ本件ニ關スル爲替預印
 資金計如五、附書モイムロイイニ、此ニ送當スル送命ノ受取支拂
 ノ雜料ニ付テ資本回遊命ニシテ三萬圓ヲ取エムテ、ニ付テハ雜
 支拂ヨリ、送命支拂ニ送命ニ送當リ取組命外支拂ニ領ハル事業營業
 附書ヲ編スルヲ(案)
 支拂ヨリ、送命ニ付テ取組命外支拂ニ領ハル事業營業

大日本帝國政府

浮動資金化防止措置ヲ確約セシムル書類ヲ直接當局宛提出セ
 シムル措置ヲ講ズベキコトヲ指示スルノ手段ヲトルノ外ナク
 此ノ場合取締措置トシテ稍々迂遠間接的ナルコト

三 送金受取人ハ該受取金額ヲ該送金支拂銀行ニ於ケル預金ト爲シ豫
 ノ當局ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ右預金ノ拂戻等ヲ爲サザル旨ヲ確
 約スルコト、確約書ハ別紙第二ニ依リ受領ノ際爲替銀行經由(爲
 替銀行ハ更ニ日銀經由)當局宛提出スルコト

日銀ハ右確約書ヲ整理シ置クコト

四 本件ニ關スル預金ノ拂戻等ニ付テハ右預金者ヨリ預金拂戻等承認
 申請書二通(別紙第三)日銀經由提出セシムルコト

五 預金拂戻等承認申請書ノ處理ニ付テハ日銀ニ事務ヲ委任スルコト
 トシ、右ノ場合ノ處理方針ハ別紙第四預金拂戻等承認申請處理系
 綱ニ依ラシムルコト

大日本帝國通訊

一、本邦ニ於テ... 二、日銀ヨリハ承認シタルモノニ付當局宛報告(別紙第五)セシムルコト... 三、本件ノ預金ヲ受入レタル爲替銀行ニ毎月末ニ本件預金ノ殘高等ニ付一覽表二通ヲ(別紙第六)ヲ作成ノ上日銀經由當局宛提出セシムルコト... 四、日銀ヨリハ前項ノ報告書ヲ作成ノ上合計表(別紙第七)ヲ附シ當局宛提出セシムルコト... 五、日本銀行ニ對スル委任事務ノ範圍ヲ擴張シ全行ニ於テ本邦動資金化防止ノ措置ヲ講ゼシムルコトトセル場合ハ本案ヲ多少修正ノ上本案ニ準シ取扱ハシムルコトトスルモノトス

大日本帝國政府

日銀ニ於テ承認ヲ適當ト認メタルモノハ申請書ノ一通ニ「承認相成候ニ付通知ス」ノ印ヲ捺シ外事局長又ハ支店長役印押捺ノ上申請者宛返付スルコト
六日銀ヨリハ承認シタルモノニ付當局宛報告(別紙第五)セシムルコト
七本件ノ預金ヲ受入レタル爲替銀行ニ毎月末ニ本件預金ノ殘高等ニ付一覽表二通ヲ(別紙第六)ヲ作成ノ上日銀經由當局宛提出セシムルコト日銀ハ右報告書ヲ整理シ置クコト
八日銀ヨリハ前項ノ報告書ヲ作成ノ上合計表(別紙第七)ヲ附シ當局宛提出セシムルコト
備考
日本銀行ニ對スル委任事務ノ範圍ヲ擴張シ全行ニ於テ本邦動資金化防止ノ措置ヲ講ゼシムルコトトセル場合ハ本案ヲ多少修正ノ上本案ニ準シ取扱ハシムルコトトスルモノトス

大日本帝國通則

本邦ニ在ルノ通則ハ... 日本銀行... 通則... 昭和十九年三月... 大藏省 外資局長

別紙第一

第四一九号

爲替銀行ニ對スル通則

昭和十九年三月 二 日

大藏省 外資局長

爲 替 銀 行 宛

支那ヨリノ送金爲替支拂ニ關スル件

支那ヨリノ送金トナルベキモノノ支拂ニシテ、當局ノ指示アルモノニ付テハ受取人ニ於テ該資金ヲ其ノ行ニ於ケル預金（定期特當又ハ通知預金トシ受領者ノ希望ニ委スルコト）トシ右預金ノ拂戻等ニ付テハ豫メ當局ノ承認ヲ受クベキコトヲ當局ニ確約スルニ於テハ該資金ノ支拂ヲ認ムル旨ヲ受取人ニ指示スルコトトシ受取人ニ於テハ其ノ經由當局宛別紙一ノ確約書ヲ提出スルニ非ザレバ支拂ヲ爲サザル様ニ致度尙受取人が預金ト爲シタルトキハ預金ノ拂戻ヲ受クル等ノ必要アルトキハ別紙五ニ依リ承認申請ヲ爲サシムルコトニ決定致候條受取人ニ對

大日本帝國政府

大日本帝國通報

本ハ既詳正ニ於リ承認申請ヲ當セシムルコトニ先立好刻辨受取人ニ接
向受取人ハ財金イテ其ノハ財金ハ財金ヲ受クハ其ノ必要ニ依リ
承認第一ノ條件ヲ對出スルニ非サレハ支拂ヲ爲セザルニ違
キ雖ムル官キ受取人ニ指示スルコトイハ受取人ニ付モハ其ノ理由當國
ノ當國ノ承認ヲ受クハキコトイハ當國ニ承認スルニ付モハ財金イテ支
財金イテ受取人ハ其ノ財金ニ付シテ其ノ財金ハ財金ハ財金ニ付シテ
付モハ受取人ニ付シテ其ノ財金ニ付シテ其ノ財金ハ財金ニ付シテ
支拂エリハ財金イテ其ノ財金ニ付シテ其ノ財金ハ財金ニ付シテ
支拂エリハ財金イテ其ノ財金ニ付シテ其ノ財金ハ財金ニ付シテ

三月三日

大日本帝國通報

大日本帝國政府

シ指示相成ト共ニ其ノ行ニ於テモ此ノ種預金ノ受入ヲ爲シタルトキハ
之ガ拂出其ノ他處分ニ當リテハ當局承認ノ有無ヲ確認スル等本指實施
ニ遺憾ナキ様留意相成度(送金受取金ノ預金拂出等承認書ハ回收ノ上
日銀本店ニ送付アリ度)
退而本件預金ヲ受入レタルトキハ別紙三ニ依リ毎月分取繼ノ殘高等
ヲ報告相成度
(確約書(別紙第二ニ同ジ)承認申請書(別紙第三ニ同ジ)及支
那ヨリ送金ニ關シ特別措置ヲ講ジタル預金殘高調(別紙第六ニ
同ジ)ヲ添付發遣ノコト)

大日本帝國通商

本ハ...
通商...
大日本帝國通商

大日本帝國政府

別紙第二

送金受取ニ關スル確約書

年 月 日

大藏省外資局長

殿

送金受領者ノ住所職業氏名又ハ商號 印

(代表者氏名)

爲ト預金ケル於ニ於ケル預金ト爲
下期送金ヲ受領致シタルハ必ス右送金ノ支拂銀行ニ於ケル預金ト爲
シ銀行預金ト爲シタルハ其ノ拂戻ヲ爲シ預金ヲ擔保シ、見返トスル
人等預金ノ處分ヲ爲サントスルトキハ豫メ貴局ノ御承認ヲ申請可致確
約申上候也

1 送金受領金額

2 送金年月日及相手方銀行名

3 送金人ノ任所氏名及送金ノ事由

4 送金支拂ノ爲支拂銀行ノ取得セル許可證ノ日附及許可番號

注意 本確約書ハ一通ヲ作成シ爲替銀行經由當局ニ提出スベシ

大日本帝國通関

注意 本通関書ハ一紙ノ中ニ預金抽出ノ旨ヲ記シテ提出スルニ
シテ 送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ
シテ 送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ
シテ 送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ
シテ 送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ

送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ
シテ 送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ
シテ 送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ
シテ 送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ
シテ 送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ

送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ
シテ 送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ
シテ 送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ
シテ 送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ
シテ 送金支所、預金支所、銀行、郵便局、日清銀行等ニ提出スルニ

別紙第二

送金受取金ノ預金抽出等承認申請書

大 藏 省 外 務 局 長 申請者ノ住所職業氏名又ハ商號 (代表者氏名)

- 1 送金受取金ニ付預金ト爲シタル報告書提出年月日
- 2 預金現在高及預入先ノ銀行名
- 3 拂戻等處分ノ内容及其ノ金額
- 4 拂戻等處分ヲ必要トスル事由
- 5 其ノ他参考トナル事

注意(一)本申請書ハ二通ヲ作成シ最寄日本銀行經由當局ニ提出スベシ
(二)本申請書ニハ資金ヲ必要トスル事由ヲハ詳細ニ記載シ必要ナル書類ヲ添付
スベシ
(三)承認ヲ受ケタル上ハ預金抽出等ノ際右承認書ヲ預ケ先銀行ニ提出スベシ

大日本帝國政府

大日本帝國憲法

日本國憲法... 第一章 天皇... 第二章 國會... 第三章 內閣... 第四章 司法... 第五章 地方自治... 第六章 選舉權及罷免權... 第七章 創制權及複決權... 第八章 複決權及創制權... 第九章 地方自治... 第十章 選舉權及罷免權... 第十一章 創制權及複決權... 第十二章 複決權及創制權...

大日本帝國政府

別紙第四

預金拂戻等承認申請處理要綱
左ノ場合ニ限り封鎖ヲ解除スルコト

- (1) 生活ニ充當スル場合
 - 一 家族ノ狀況等ヲ考慮シ必要ナル限度ニ於テ承認スルコトトスルモ
 - 一 家族當リ一ヶ月三〇〇圓六ヶ月分ヲ超エタル額ニ付テハ承認セザルコト但シ扶養家族ノ數ガ六名以上ナルトキハ一人當月額三十圓ノ割合ヲ以テ之ニ加算シタルモノトスルコト
- (2) 租稅公課ノ納付ニ充當スル場合
 - 一 納稅告知書ニ依リ確認シタル場合ハ承認スルコト但シ他ニ自己ノ資金アルコト明瞭ナル場合ハ此ノ限ニ任ラズ
- (3) 送金受領前ノ債務ノ返還ニ充當スル場合
 - 一 送金ノ受領前ノ債務ヲ返濟スル場合ニ限り當該債務ノ存在ヲ確認スルニ足ル書類等ノ審査シ己ムヲ得ザル額ニ限り承認スルコト

大日本帝國憲法

(1) 受送金人が臨時資金調整法、企業許可令又ハ事業法等ニ依リ許認可ヲ受ケタル事業設備ノ新設擴張ノ爲必要トスル資金ニ充當スル場合
法令ニヨル認許可書ノ寫等ニ付審査シ必要ナル資金ナルコトヲ確認シタルモノニシテ他ニ自己資金ナキ場合ニ限り承認スルコト
尙關係官廳ト連絡ヲ密ニスルコト
(5) 國防獻金等ニ充當スルコト
獻金受領者ノ證明書等ヲ徴取シ國防獻金等タルコトヲ確認セル場合又ハ預金銀行ヨリ直接獻金スル場合ハ承認スルコト
(6) 其ノ他特ニ必要ナル資金ニ充當スル場合
冠婚葬出産傷痍疾病等臨時特別ノ事由アル場合已ムテ得ザル額ニ限り承認スルコト但シ原則トシテ一件ニ付五百圓ヲ限度トスルコト

大日本帝國政府

(4) 受送金人が臨時資金調整法、企業許可令又ハ事業法等ニ依リ許認可ヲ受ケタル事業設備ノ新設擴張ノ爲必要トスル資金ニ充當スル場合
法令ニヨル認許可書ノ寫等ニ付審査シ必要ナル資金ナルコトヲ確認シタルモノニシテ他ニ自己資金ナキ場合ニ限り承認スルコト
尙關係官廳ト連絡ヲ密ニスルコト
(5) 國防獻金等ニ充當スルコト
獻金受領者ノ證明書等ヲ徴取シ國防獻金等タルコトヲ確認セル場合又ハ預金銀行ヨリ直接獻金スル場合ハ承認スルコト
(6) 其ノ他特ニ必要ナル資金ニ充當スル場合
冠婚葬出産傷痍疾病等臨時特別ノ事由アル場合已ムテ得ザル額ニ限り承認スルコト但シ原則トシテ一件ニ付五百圓ヲ限度トスルコト

備考
右各項ニ依リ難キ場合又ハ特ニ支障アリト認メラレタル場合ハ當局ニ稟議シ其ノ指示ニ依リ處理スルコト

大日本帝國週報

本報は、日本銀行の報告を基に、毎週金曜日に発行される。内容は、日本銀行の預金、貸付、割引、及びその他の業務に関する統計データを示す。また、日本銀行の業務方針や、金融市場の動向についても詳しく解説されている。本報は、金融関係者だけでなく、一般の国民にとっても、日本の金融状況を把握するための重要な情報源となっている。

本報日	本報日	本報日	本報日	本報日
本報日	本報日	本報日	本報日	本報日
本報日	本報日	本報日	本報日	本報日
本報日	本報日	本報日	本報日	本報日
本報日	本報日	本報日	本報日	本報日

別紙第六

支那ヨリ、送金ニ關シ特別借置ヲ講ジタル
預金殘高調等

銀行（支店）

大日本帝國政府

銀行店鋪別 預金者名	預金ノ種類	前月末殘高	月中預入高	月中拂戻高	差引月末殘高	備考
月中異動累計	口數					

注意（一）本報告書（二通）ニハ月中預金高ニ異動ヲ生ジタルモノニ付翌月十日迄ニ最寄日
本銀行經由報告スベシ
（二）前月末殘高及差引月末殘高ノ欄外ニ本信託ヲ講ジタル預金ノ殘高ニシテ當月中異
動ヲ生ゼザリシモノヲ含ム總殘高ヲ亦報告スベシ
（三）月中異動十カリシ場合ハ總殘高ノミヲ報告式ニ依リ其ノ旨報告スベシ
（四）備考欄ニハ許可等其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記入スベシ

大日本帝國政府

別紙第七

合 計	銀行 別	年	月分	日本	銀行	外 事 局
		前月末残高				
		月中預入高				
		月中拂戻高				
		差引月末残高				

支那ヨリノ送金ニ關シ特別借遣ヲ講シタル
預金残高調

大日本帝國通關

日中貿易	日中貿易	日中貿易	日中貿易	日中貿易	日中貿易
前金、銀、紙、幣、預、日、末、高	日中輸入額	日中輸出額	日中貿易差	日中貿易差	日中貿易差

本紙行由中報告スルニ
注意】本報告書(二冊)ニハ日中貿易ニ關シテ主ニ其ノ中ニ於テ
日中貿易ニハ半ノ其ノ増進ニシテ半ノ其ノ減少ニシテ
日中貿易ニハ半ノ其ノ増進ニシテ半ノ其ノ減少ニシテ
日中貿易ニハ半ノ其ノ増進ニシテ半ノ其ノ減少ニシテ
日中貿易ニハ半ノ其ノ増進ニシテ半ノ其ノ減少ニシテ

前金、銀、紙、幣、預、日、末、高
支、出、日、リ、送、金、ニ、關、シ、特、別、借、遣、ヲ、講、シ、タ、ル